

水田等有効活用促進指導事業実施要領

農林水産省生産局長通知

制 定 平成21年4月1日 20生産第9850号
一部改正 平成21年7月9日 21生産第2496号

第1 事業の取組及び対象経費

1 事業の取組

水田等有効活用促進指導事業（以下「本事業」という。）においては、水田等有効活用促進指導事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9849号農林水産事務次官依命通知。以下「指導事業要綱」という。）第3の2の（1）に基づき、水田等有効活用促進対策事業実施要領（平成21年4月1日付け20生産第9848号農林水産省生産局長通知。以下「対策事業要領」という。）第5の1の都道府県作付拡大推進方針に掲げられた技術等、2の事業対象作物のコストの低減及び品質の向上に資する技術の導入等水田等を有効活用し、需要に即した農産物の生産の促進に係るものとして、都道府県水田農業推進協議会（水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）第4の1の都道府県水田農業推進協議会をいう。以下「都道府県協議会」という。）、地域水田農業推進協議会（水田農業構造改革対策実施要綱第4の2に規定する地域水田農業推進協議会をいう。）及び指導事業要綱第2の1のなお書きに基づく協議会（以下「地域協議会等」という。）、又はこれらの会員が実施する以下の取組を事業対象とするものとする。

- (1) 技術の普及を推進するための技術研修会・講習会等の実施
- (2) 生産者への技術指導及び経営分析
- (3) 技術の普及に関する調査・分析
- (4) 技術の普及を推進するための実証・展示ほの設置
- (5) 技術マニュアル、リーフレットの作成等による技術の普及啓発に向けた情報提供
- (6) その他水田等を有効活用し、需要に即した農産物の生産を促進するために必要な取組

2 事業対象作物

本事業の取組の対象となる作物は、本事業を実施する各地域協議会等ごとに、水田等有効活用促進対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9847号農林水産事務次官依命通知）第3の2の作付拡大推進助成事業において対象とする作物等とする。

第2 交付金の配分方法

指導事業要綱第5の2の生産局長が別に定める方法については、都道府県協議会が指導事業要綱第6の1の事業実施計画に基づいて申請された金額を基に、対策事業要領第2の1の作付拡大の面積を考慮し、予算の範囲内で配分するものとする。ただし、申請のあった金額については、交付対象経費の精査等により減額することがある。

第3 事業の実施手続

1 都道府県協議会の事業実施計画

- (1) 都道府県協議会長は、別記様式第1号により、事業実施計画を作成し、地方農政局長（北海道に主たる事務所を置く都道府県協議会にあつては北海道農政事務局長、沖縄県に主たる事務所を置く都道府県協議会にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）の承認を受けるものとする。この場合において、地方農政事務所が所在する都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会については、当該地方農政事務所を經由して申請するものとする。
- (2) 都道府県協議会長は、事業実施計画の作成に先だつて、2の（1）により、当該都道府県内の地域協議会等から事業実施計画の提出を受け、当該都道府県における事業全体をとりまとめるものとする。

2 地域協議会等の事業実施計画

- (1) 地域協議会等の長は、都道府県協議会長の事業実施計画の作成手続の時期等を踏まえ、参考様式第1号により当該地域の事業実施計画を作成し、都道府県協議会長の承認を受けるものとする。
- (2) 地域協議会等の長は、当該地域の事業実施計画を変更又は廃止するときは、参考様式第2号により都道府県協議会長に報告しなければならない。

3 地域協議会等への助成金の交付

- (1) 地域協議会等の長は、当該地域協議会等の事業実施計画に即して本事業に要する経費を算定し、都道府県協議会長に対し、助成金の交付を申請するものとする。
- (2) 都道府県協議会長は、地域協議会等の申請内容の妥当性を審査した上で助成金を交付するものとする。

4 指導事業要綱第6の2の事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。また、その場合の手続については、1の(1)に準じて行われるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 交付額の3割を超える増減

5 事業の着手

- (1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあっては、都道府県協議会長は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第2号により、地方農政局長等に届け出るものとする。この場合において、地方農政事務所が所在する都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会については、当該地方農政事務所を経由して届け出るものとする。
- (2) (1)のただし書きにより交付決定前に着手する場合については、都道府県協議会は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、交付金の交付が確実となってから、着手するものとする。また、この場合においても、都道府県協議会は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。なお、都道府県協議会は、交付決定前に着手した場合には、水田農業構造改革交付金交付要綱（平成16年4月1日付け15生産第8113号農林水産事務次官依命通知）第3の1の規定による申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。
- (3) (1)のただし書きにより交付決定前に着手する場合には、地方農政局長等は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第4 事業の実施状況の報告等

1 事業の実施状況の報告

指導事業要綱第7の生産局長が別に定める事業の実施状況の報告は、都道府県協議会長が地域協議会等からの報告を取りまとめ、事業実施年度の翌年度の6月末までに、別記様式第3号により地方農政局長等に報告するものとする。この場合、地方農政事務所が所在する都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会については、当該地方農政事務所を経由して提出するものとする。

2 事業の実施状況に対する指導

地方農政局長等は、報告を受けた事業の実施状況の内容を検討し、改善の必要があると判断される場合には都道府県協議会に対し、指導・助言を行うものとする。

3 地方農政局長等は、1に関わらず必要に応じて都道府県協議会及び地域協議会等に対し、随時、

実施状況についての報告を求めることができるものとする。また、報告を受けた実施状況の内容について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出の請求や現地調査を実施できるものとする。その際、都道府県協議会及び地域協議会等は地方農政局長等の求めに応じて、調査等に協力するものとする。

第5 管理運営

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、関係書類の整備等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

第6 事業の実施基準等

1 事業の実施基準

- (1) 第1の1の事業の取組については、必要に応じ、都道府県協議会又は地域協議会等の構成機関等に一部を委託することができる。
- (2) 第1の1の(1)については、導入技術の研修会及び講習会のほか、農業機械の実演会等を実施できるものとする。
- (3) 第1の1の(2)については、現地技術指導のほか、技術指導計画の作成等を実施できるものとする。
- (4) 第1の1の(3)については、対象作物の生育状況調査、土壌分析、品質分析及び生産量調査のほか、技術の導入状況等に関するアンケート調査、先進地調査等を実施できるものとする。
- (5) 第1の1の(6)については、水田等を有効活用し、需要に即した農産物の生産を促進するために必要となる事務経費についても助成対象とし、対象とする費目は、水田農業構造改革交付金交付要綱（平成16年4月1日付け15生産第8113号農林水産事務次官依命通知）別表2に掲げるものに準ずるものとする。

2 その他

本事業の取組に係るものとそれ以外の取組に係るものが明確に区分できない経費については、交付の対象としないものとする。

第7 その他

本事業の実施に付き必要な事項については、この要領に定めるもののほか、別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成21年7月9日21生産第2496号）

この要領は、平成21年7月9日から施行する。